#### 産税の縦覧・関

4月1日(木)~5月31日(月)※土・日・祝祭日を除く 日 時 午前 8 時 30 分~午後 5 時 15 分

料 金 無料

必要なもの 本人確認ができるもの(免許証、個人番号(マイナンバー)カードなど)

較し、評価の適正さを確認できます。

所在地、

種類、

構造、

床面積、

固定資産の価格と周辺の価格を比

載した帳簿です。

自分が所有する

土地または家屋の評価額等を記

※法人の場合、 上記のほかに**委任状**または**法人印**が必要です。

※別居の家族、代理人は委任状が必要です。

評価額等

縦覧帳簿の

所在地、 種 類、 構造、 床面 積

が、 ಶ್ಠ 来ません 真撮影は出 コピー、 しは可能で 書き写 5

#### 土地 縦覧できる項目 所在地、

地目、 地積、 評価額

ます。 です。 ※証明料は1枚につき30円必要 課税台帳のコピーをお渡しでき 義人につき30円必要です。 ※上記期間以外の閲覧は、 いため公印は押されません。 ※閲覧者には、 この場合、 コピー代のみで 証明書ではな 1 名

会場

務所へ問合せください。

事前に年金事

智頭町総合センター



は

人確認書類が必要です。 委任状及び代理人の ※代理人が相談に来る場合

問合せ先

金証書を準備ください。

※予約の際は、基礎年金番

号のわかる年金手帳や年

### 土地 縦覧帳簿の縦覧家屋価格等

固定資産

課税台帳の閲覧

## 象

# 者

対

### 対 象

### 町内の土地、 の固定資産税の納税義務者 家屋、

## 者

納税義務者の同居の家族、 償却資産 相

税されていない人は対象外

納税者の同居の家族、

相続人、

納税管理人

納税管理人

※免税点未満等の理由により、

課

土地

家屋の固定資産税の納税者

### 土地 閲覧できる項目

※令和3年1月2日以降に所有者

となった人は縦覧できません。

家屋 所在地、 地積、 評価額、 登記地目、課税地目、 課税標準額等

価格、 課税標準額等

実施日 ※日程が変更になることが あります。 毎月第3火曜日

#### 対象者

の状況、 の相談等を希望される人 年金請求の手続きや加入 受給している年金



### 鳥取年金事 年金相談のお知らせ 務所

約相談や出張相談を実施 の年金事務所等で年金の予 日本年金機構では、 全国

# ています。

**☎**75−4 役場税務住民課 118

(年金相談のみ)日本年金機構鳥取年金事務所 **☎**0857-27-8311